所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での医療について，以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

【算定条件】（平成29年4月1日～平成30年3月31日）
① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。

③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ　肺炎
ロ　尿路感染症
ハ　帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

④ 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤ 請求に際して、診断、行なった検査、治療内容等を記載すること。

⑥ 当該加算算定開始後，治療の実施状況について公表すること。公表に当たっては，介護サービス情報の公表制度を活用する等により，前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成30年3月

疾患名	治療日数	検査内容	投薬内容等
尿路感染症	7	尿検査、血液検査	セフゾン

平成29年度　特定疾患施設療養費算定状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

診断名/年月		平成29年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0